

水産政策審議会資源管理分科会
第136回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第136回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和7年3月18日（火）13:30～16:24

場 所：水産庁中央会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

- 諮問第469号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更）について
- 諮問第470号 特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて
- 諮問第471号 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更について
- 諮問第472号 特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更について
- 諮問第473号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量等の変更等について
- 諮問第474号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・クロマグロ遊漁の課題への対応について
- ・国の留保からの配分等について
- ・「漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 では、予定の時刻となりましたので、ただいまから第136回資源管理分科会を開会いたします。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川です。よろしくお願いいたします。

初めに、事務的な御案内です。会場で御参加の皆様におかれましては、発言の際にはこちらの方からマイクをお持ちいたしますので、挙手を頂き、それから御発言の方をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にさせていただけるようよろしくお願いいたします。また、音声、途切れることあるかもしれませんので、その場合はチャット機能などで事務局の方にお知らせを頂ければと思います。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ会議を含めまして10名中7名の方に御出席を頂いておりますので定足数を満たしており、本日の分科会は成立をしております。また、特別委員は、ウェブ会議を含めまして13名中11名の方に御出席を頂いているところです。

続きまして、配付資料を確認いたします。

お手元の封筒の中の資料ですけれども、まず議事次第がございます。その次に資料一覧という一枚紙が付いておろうかと思っております。資料1から裏面にいって通し番号11-2まで、たくさん付いておりますけれども、ぱっと御覧いただいて不備等あれば、事務局の方にお申出を頂ければと思います。また、会議の途中で資料足りないよということがもし見つかった場合は、御遠慮なく事務局の方までお申出を頂ければと思います。大丈夫ですかね。また足りないよというところがあれば、そのときで、都度で構いませんのでお申し出ください。

それでは、報道関係のカメラ撮りの方、いらっしゃればここまでといたしますので、御退席の方よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 大丈夫ですかね。

そうしましたら、以降の議事進行の方は山川分科会長にお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様御多用の中、御出席くださりまして誠にありがとうございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

では、座って進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が6件、報告事項が4件でございます。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、諮問第469号「資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更）について」ということで、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の赤塚です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、私の方から諮問文を読み上げさせていただきます。

6水管第3636号

令和7年3月18日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更）について（諮問第469号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

説明に入ります。

資料2-1と右肩に記載のあります資料につきまして、8ページを開いていただけますでしょうか。

するめいかにつきましては、令和6年度に開催されました資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合において最新の資源評価に基づき資源管理の目標の案や漁獲シナリオの案などが議論され、資源管理方針を定めた資源管理基本方針別紙2-12及び資源再建計画を定めた同別紙4-3の変更の方向性が取りまとめられたところです。

これを受けてそれぞれの変更の案が令和7年2月の水産政策審議会第135回資源管理分科会において了承されました。

国の留保からの配分に関する規定については、ステークホルダー会合において、TAC意見交換会に向けて数量明示配分の大臣管理区分及び道県の関係者と調整するとされました。このことを受け、関係者で調整が行われた結果、これから御紹介する内容が合意されたところです。なお、この内容は2月4日に開催されたTAC意見交換会において公表しました。

一つ目です。あらかじめ資源管理方針に定められたルールに基づく配分、いわゆる75%ルールと呼ぶものです。

数量が明示された大臣管理区分、道県への留保からの配分は75%ルールによって行います。

ただし、管理年度の末日までに留保が不足すると見込まれる場合にはこの限りではありません。留保からの配分に係る漁獲により令和3年から令和5管理年度の最大の漁獲実績を超えて漁獲された数量については、令和10管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外します。

二つ目、期間別の留保からの配分数量の合計の上限です。

管理年度後半に留保が不足することを避ける観点から、8月末日までに留保から配分する数量の合計の上限は、当初の留保数量の半分とします。

最後、数量が明示された各大臣管理区分、道県へ一度に留保から配分する数量に上限を設けます。

留保から配分された数量の多くが未消化となることを防ぐ観点から、一度に留保から配分する数量は、期間予測漁獲量とその時点の配分量との差又は当初配分量の半分のうちい

ずれか小さい数量とします。日別漁獲量が把握できない場合、より正確に申し上げますとこの日別漁獲量が速やかに算出できない場合には、当初配分量の25%とします。

この三つが取りまとめ、合意した内容です。

上記を踏まえて、するめいかの資源管理方針につきまして所要の変更を行います。

なお、留保からの配分に係る漁獲により令和3から5管理年度の最大実績を超えて漁獲された数量の扱いについては、TACの基本シェアの算出などを定めた水産政策審議会第135回資源管理分科会、資料3-4において定めたところです。

その他、「良好な加入」が発生していると農林水産大臣が判断する場合には速やかにTACの数量変更に係る手続を行うとする規定が資源管理方針に盛り込まれたところです。この規定に関しまして、TACに追加された数量は留保に一旦繰り入れることとしたところ、所要の変更を行うこととしました。

変更後の案につきましては、次ページからあります別紙のとおりです。

ただいま説明した案につきまして、2月16日から3月17日までパブリック・コメントの手続を実施しましたところ、特段意見は出ませんでした。

最後になります。今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合は再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については山川分科会長御了解の上、修正したいと考えております。御了承いただければと思います。

事務局の説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 以前、再度の質問で、前回は質問、昨年も質問させていただいたんですけども、これ、前は北海道の定置網での75%ルールって明記されていたんですけども、これもそのことは網羅されているということですのでよろしいですね。

○資源管理推進室長 日吉特別委員、ありがとうございます。

令和6年度につきましては数量明示の都道府県は北海道だけでしたので、そのような説明を行っていましたが。今回は北海道に加えて富山県も数量明示になりましたので説明振りは変わっております。ただ、いずれにしましてもこの75%ルールは令和6年管理度と変わらず北海道の、特に定置にですね、適用されるものです。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブで東村委員が挙手しておられるとのことで、東村委員、よろしく願いいたします。

○東村委員 東村です。

ちょっと理解が追いついていないところがあるので補足の説明をお願いいたします。

(2)の①の三つ目のポツですが、「過去3年(令和3～5管理年度)」の数量について、「令和10管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。」とあるんですが、ごめんなさい、私の理解だと、令和3から5管理年度の実績を鑑みて配分するのは令和6管理年度のような気がするんですけども、その私の理解の間違いをちょっと説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○山川分科会長 赤塚室長、お願いいたします。

○東村委員 すみません、私の説明が不明瞭で伝わってなければちょっと申し訳ないです。

よろしいですか、ちょっと説明の仕方を変えます。

令和10管理年度に配分量を決定する場合に参照する過去の実績というのが令和7、8、9年度ではないのかと思ったものですから、どうして3、4、5がここで出てくるのかなというのが私の疑問です。いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

すみません、ちょっと事務局の方で確認をいたしまして、確認済み次第回答をしたいと思えます。ありがとうございます。

○東村委員 ありがとうございます。失礼します。

○山川分科会長 では、これについては一旦置いておきまして、ほかにございますでしょうか。

特に追加で御発言、御質問……はい、赤塚室長から説明があるということですのでよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございました。

これですね、もともと基準とする管理年度については東村委員おっしゃるとおりです、令和10管理年度の配分に使う数字というのは利用可能な直近の3年の実績を使うと。この実績、ちょっと今手元にありますけれども、基本的には7、8、9かな、5、6、7、ちょっとそこは後でまた説明しますけれども、利用可能な過去3年の直近の実績を使うと。

ただ、するめいかについては、その直近の実績をそのまま使うのではなくて、この数字が、7、8、9のときに今回の留保からの配分ルール、75%ルールに基づいての漁獲をする、そういった留保からの配分の追加による漁獲があった中で、その結果として令和3から5の最大の漁獲実績を超えた分については令和10管理年度の当初の配分に用いる漁獲実績には使わないと、そういう趣旨の文書になります。

○東村委員 ではですね、恐れ入ります、例えばですけれども、しつこくて申し訳ありませんが、例えば、令和8年度を考えるとときに、厳密に3年というのがどこで区切られているのか、私も今ぱっと出てこないんですけれども、例えば、令和8年度は考えるということですか。

それよりも、少なくとも10年度以降はもう大分先のことだから、そこにはもう勘案しませんよという趣旨なのか、ごめんなさい、そこだけです。だけというか、しつこいです。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

まずですね、こちらですね、ちょっと待ってくださいね……

○資源管理部長 資源管理部長です。ちょっと御説明をいたします。

令和7、8、9年度の配分というのは、ここに書いてある3から5年度の実績に基づく配分というのが基本になっています。3年ごとに見直しますので、10年度以降の配分というのは、基本的には6、7、8年度の3年間、要は、1年空けた直近というのが基本的なルールになっています。

一方で、今回、この75%ルールによって、水政審との関係では事後報告で速やかに配分できるようにしたということがあり、そういう中で、獲れるところにどんどん付けていけるような状態になるわけですが、そこは獲れる状況で、将来の配分にどんどん差がつくというのを幾分緩和する必要があるんじゃないかというようなお話し、これ、(2)のところでは数量明示の配分の大臣管理区分と道県関係者の調整の結果ということになり、その10年以降の配分をするときに使う実績として上限を、要は、留保からの追加配分で伸びていった分をどこまで勘案するかというのを上限をつけた方がいいだろうということで、そこで使う実績というのが過去3年、今回、本来使うことになる対象年である3年から5年度の過去3年の平均を超えた分については3年後からの配分のときに実績としてカウントしないようにしましょうというような調整を、調整というか、調整した結果としてそういう結論になったということで、ここに書かれているということです。

ですので、3年後シェアの見直しが行われるときに10年度以降の配分においては、6、7、8年度のうちの7、8年度ということになるかと思えますけれども、結果として、要は、現状から言う直近3年の平均実績を超えて留保からもらった分については、その実績としてカウントすることを御遠慮いただこうと、差がつき過ぎるのはよくないだろうということで、そういう調整が図られたという経緯が表れたのがこの規定ということでございます。

ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、御説明させていただきました。

○東村委員 かしこまりました。理解いたしました。どうもありがとうございます。失礼いたします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件については原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第470号「特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて」です。事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 事務局です。資料3につきまして説明をいたします。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

6 水管 第3644号

令和7年3月18日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて（諮問第470号）

特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて、別紙の取扱いとしたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

3ページをお願いいたします。まずは背景を説明いたします。

令和6管理年度においては、このするめいかの都道府県別漁獲可能量、又は大臣管理漁獲可能量の変更のうち、これから御紹介するものにつきましては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として事前に水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できるとしたところです。

まず一つ目は、資源管理基本方針に定めた方法、先ほどの75%ルールに則り行う国の留保からの配分に伴う数量の変更。

二つ目は、特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に則り都道府県の間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更です。

これを踏まえ、令和7年度においては、まず、先ほど上記1（1）にあります75%ルールに則り行われる数量の変更につきましては、令和6管理年度に引き続き事後報告で対応させていただきたいと考えております。

次に、上記1（2）にあります融通に伴う数量の変更について、引き続きこちらも事後報告で対応させていただきたいと考えております。

それに加えて、新たにこの実施要領に則って大臣管理区分の間で行う融通に伴う大臣管理漁獲可能量の変更につきましても、今回新たに事後報告で対応させていただきたい、このように考えております。

3番の変更に伴う手続、4のそれ以外の数量の変更の取扱いにつきましては、令和6管理年度と変わりありません。

事務局からの説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいでしょうか。

日吉委員。

○日吉特別委員 すみません、スルメイカで資源が減ったというマスコミなんかの報道が結構あって、ここで何か発言しなきゃいけないかなと思って発言させていただきます。

ちょっと水産庁にお聞きしたいんですけれども、スルメイカも他国が獲ったりしていると思うんですね、サバのように。私、素人で全然分かりませんが、サンマをちょっと調べていたら、NPFCっていう組織が出てきたんですけれども、それは、スルメイカは絡みますか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

私の理解だとNPFCはアカイカの方ではなかったかと思います。スルメイカは絡んでおりません。

○日吉特別委員 ついでで申し訳ないです。NPFCって、何か教えていただけますか、簡単に構いませんので。

○資源管理推進室長 NPFCは、いわゆる北太平洋の公海上において……失礼いたしました。まず、訂正いたします。NPFCではスルメイカも管理の対象になっているんですけれども、具体的な措置がまだ定まっています。

NPFCは何かと申しますと、日吉特別委員に馴染みがあるイメージですとWCPFCに近いかもしれません。いわゆる北太平洋の公海において、高度回遊性魚種、例えば、サンマであったり、ストラドリング・ストックという、イワシとか、サバとかそういうものを管理する、日本をはじめとするメンバーが参加して、その資源の持続的利用に向けて保存管理措置を決めると、そういうものでございます。だから、マグロで言うところのWCPFCであり、サンマであり、サバで言うところのNPFCと、そういうふうに理解していただくとイメージが持ちやすいんじゃないかと思います。

○日吉特別委員 じゃ、スルメイカも入っているけれども、今はそんなに関係していないということよろしいですか。

ちょっとこだわるようなんですけれども、今聞いた魚種、サンマもサバもスルメイカも、ほぼ、あまりよくないと言われている中で、その公海、要は、EEZの外のことだと思うんですけれども、そこで資源管理をするという組織だということですか。

○資源管理推進室長 はい、公海ですね。おっしゃるとおりです。EEZの外側の公海の保存管理措置について決定する……

○日吉特別委員 スルメイカと、すみません、山川分科会長、関係ないかもしれませんけ

れども、なぜこだわるかという、サンマは激減して、やっぱり、その名前が出てきました。今、スルメも激減している。太平洋サバも激減している。だとしたら、日本である程度道筋のついた管理をしなければ、そこにWCPFCのように言えないということによろしいですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

大きな流れとすると、おっしゃるとおりですね。日本がしっかり管理すると。細かいところを申しますと、先ほどありました、マサバをはじめとする分布範囲が日本のEEZの内外に存在する魚類資源ですね、これをストラドリング魚類資源と申しますけれども、国連公海漁業協定というのがあり、このような資源に関しては、公海について定められる管理措置は、沿岸国がEEZ内において同一の資源に関して定め、及び、適用している保存管理措置の実効性を損なわないことを確保することを定めているところです。

続けて、NPF C条約にあつては、この国連公海漁業協定に従って、ストラドリング魚種資源の保存管理措置であつて、公海について定められるものとEEZ内について定められる保存管理措置とがその魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものであることを確保することが一般原則として定められております。

端的に申しますと、公海を規制するためにもEEZ内のTAC管理をしっかりやらなければいけないと。そういったものが国際的なルールの中で定められています。

スルメイカについては、まだそういった議論になっていないものでありますけれども、マサバですね、マサバについてはこれからNPF C会合での議論となりますけれども、一般原則としてこのNPF Cの中でルールとして出来上がっていると。そうなっております。

○日吉特別委員 ありがとうございます。漁師の私でもよく分かりました。他国に管理をしてくれと言うのは、国内でちゃんとしなければ他国には言えないということによろしいですよね。そんな感じですよ。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ちょっと1点だけ。先ほど、何も決まっていなかったと言いましたスルメイカについて、NPF Cでは許可隻数の増加を抑制しましょうと、こういったルールは決まっているところです。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただい

たということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次の諮問事項は第471号「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更について」ですけれども、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

6水管第3599号

令和7年3月18日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第471号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容の説明に入ります。資料4-1と記載のあります資料の7ページを開いていただけますでしょうか。

まずは制度の概要について、この参考資料に基づいて説明いたします。

こちらは、まさば対馬暖流系群・ごまさば東シナ海系群について令和6管理年度の暫定的な措置として昨年の資源管理分科会で御承認いただいたものです。

TACの数量の調整に関するスキームということで、大きく分けて三つのパートで構成されています。

まず一つ目です。これは赤枠で囲ったところですが、令和6年の資源評価及び漁獲シナリオによって令和6管理年度のABCが再計算されます。この再計算されたABCの値と、もともと定めてあった令和6管理年度のTACの数量について、前者の方が大きくなったときにこの差分を上限に令和6管理年度のTACに一定の数量を加える、これが第一の調整です。

第二の調整は、このすぐ下、赤囲いで囲ったもののすぐ下の部分ですが、令和7管理年度のTACは先ほどの追加した数量分を令和7管理年度のABCから引いた数量とするという調整です。

最後は、このイメージ図の右側になります、令和6管理年度の漁獲実績と令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによってもう一度計算される令和6管理年度のABCを用いて行う調整です。この漁獲実績が再々計算されるABCを上回っているのか、下回っているのか、また、上回る場合はその度合いに応じて令和7管理年度のTACの数量を調整する、こういったスキームをこの令和6管理年度の暫定的な措置として導入したところです。

では、下のスライドに移ります。ハイライトで示しましたとおり、本日の諮問の内容です。

まず、昨年12月に最新の資源評価結果が出まして、その結果と、漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度のABCが利用可能になりました。これを受けて、令和6管理年度のTACから増えた分、1万6,800トンを上乗せすることにしました。その結果として令和6管理年度のTACの数量を21万9,900トンから23万6,700トンに変更する、このことについて諮問するものです。

なお、追加された数量は国の留保に繰り入れた後、資源管理基本方針の別紙2に記載しておりますルールに基づいて配分することとしています。

その他、今回の調整に伴って令和7管理年度のTACの数字は追加分低くなることになります。そのTACの数字は本年5月頃に水産政策審議会資源管理分科会に諮問する予定としています。

さらに、その後で令和6管理年度の再々計算されたABCが公表される令和7年12月頃に、この数量と令和6管理年度の漁獲の実績を用いた令和7管理年度のTACの変更を報告する予定としております。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次に、諮問第472号「特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更について」ということで、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 まず事務局から諮問文の方を読み上げさせていただきます。

6水管第3735号

令和7年3月18日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第472号）

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量に係る数量について別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

説明に入ります。

資料5-1と記載のあります資料の5ページを開いてください。「くろまぐろに関する青森県からの追加報告への対応について」というタイトルの資料です。

まず、2枚目のスライドになります。今回の第136回資源管理分科会で諮問する内容です。これ、そもそもの起点でございますけれども、令和6年7月に青森県の方から県独自で行った調査の結果として、第5管理期間、年号で言うと令和元年度の漁獲量として3.5トン、うち小型魚1.3トン、大型魚2.2トンが、第6管理期間、これは令和2年度の漁獲量として89.3トン、うち小型魚6.4トン、大型魚82.9トンの追加の報告があったところです。

本日の分科会では、この追加報告によって生じる事項について諮問することとしました。

一つ目が、令和6管理年度のTACの数量の変更について、もう一つが、青森県の令和7管理年度の配分量の変更及び令和7管理年度の国の留保の変更などを事後報告で対応することについて、この2点を諮問することとしています。なお、後者については、番号としてはこの後の諮問となります。

では、各事項の詳細についての説明に入ります。次のページを開いてください。

まずは、令和6管理年度TACの数量変更についてです。

ここで重要となりますのは、未利用分の繰越しには上限があり、この上限というのは当初の配分の数量の17%とするWC P F Cのルールです。

小型魚については、青森県からの追加報告を反映した後の未利用分であっても、なお、繰越上限以上の数量がありましたので、今回の追加報告に伴うTACの数字というのは変わりません。

他方で、大型魚については、もともと未利用分が繰越しの上限を下回っている状態にありました。このため、今回の追加報告によって繰越数量が減少し、それに伴ってTACの数字が減少することになるものですから、令和6管理年度のTACの数量を変更することについて諮問するものです。

具体的には、7,516.1トンだったものを7,433.7トン、82トン減少させることについて諮問するものです。

この数量はどこから減らすかと申しますと、国の留保ですね。国の留保から減らしますので、各都道府県の数量、また大臣管理区分の数量に影響を与えるものではありません。

下のスライドに移ります。

先ほどは国全体の数量の変更について説明いたしました。今度は追加報告に伴う青森県

の数量の変更についての説明スライドです。

追加報告によって発生した、具体的に何が発生したかと申しますと、県の配分量を結果として漁獲量が超過していたこと。あとは、繰越しが実は過剰だったこと。さらに、各メリット措置の下で追加配分を受けていましたけれども、これを必要以上に受けていたこと。そういった事実が出てきました。

これがですね、下の表で示しておりますけれども、合計で言いますと、小型魚については6.1トン、大型魚については90.6トンというのが、配分量の超過であったり、過剰の繰越しであったり、過剰の追加配分であったりの総計値となります。

この数量については、青森県の令和7管理年度の配分量から差し引くこととして、差し引いた数量は同じ管理年度の国の留保に入れることを考えております。処理は国の留保からの追加配分の時期、本年の6月頃に行いまして、終わりましたら分科会の方に事後報告をしたいと考えております。

この次から3枚のスライドがそれぞれの管理期間で追加報告があって、実際にどのように変わったのかという説明であります。ちょっと細かいですが、クロマグロ、大事な資源でございますので、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、青森県から令和5管理期間の漁獲として、小型魚が1.3トン、大型魚が2.2トンの追加の報告がありました。この追加報告を反映したところ、都道府県別漁獲可能量の超過はありませんでした。それはなかったのですが、第5管理期間から第6管理期間への小型魚の繰越し数量が0.4トン減りました。他方、大型魚については未利用分が繰越し数量よりも多かったため増減はありませんでした。ここについてもポイントは未利用分の繰越しには上限があると。10%ですね、10%の上限がある。これがあることによって繰越しの数量の減少が大型では生じないけれども、小型では生じました。

下のスライドに移ります。

参考2、令和6管理期間に関する追加報告です。小型魚が6.4トン、大型魚が82.9トンでした。この追加報告を反映したところ、小型魚の繰越しの数量が5.7トン減りました。

大型魚については、まずは45.1トン超過していたことになりました。これに伴って、追加配分の世界においては、譲渡を後押ししたり、消化率アップを後押しする意味でメリット措置というのが設けておりますけれども、今回、超過をしたことによってメリット措置の下で追加配分される数量も合計で30.9トン減少したということでもあります。

最後になります。こちらは令和3管理年度についてです。

今回、青森県から追加の報告があったのは令和6管理年度と令和5管理年度の二つでありましたけれども、今回一連の作業を我々事務局の方で行った中で、令和3年度の追加報告に伴い発生した過剰な追加配分のうち、一部未処理、処理をし切れていなかったものがあったことが判明しました。14.6トンですね、これを処理し切れていなかったのもので、今回併せて処理することと至ったものです。

最後のスライドは総括表の再提示です。青森県からの追加報告に伴って、令和6管理年度のTACの数量が7,516.1トンから7,433.7トンに変更することについて、また、令和7管理年度の青森県の配分量から超過分、過剰の繰越分、過剰の追加の配分を差し引き、それを国の留保に繰り入れることを事後報告で対応することについて今回諮問するものです。

ただし、事後報告については、ここではなくてこの次の諮問文となります。この場では、令和6管理年度のTACの数量の変更のみとなります。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

○日吉特別委員 すみません、いいですか。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 発言して申し訳ないです。

青森県のことは分かるんですけども、この要因というのはあえて言っていないんですかね。

これって、静岡の、私の地元静岡の魚市なんかに……いいですか……静岡の魚市なんかに、違ったらごめんね、報告しないで流通された分じゃないんですか。

○資源管理推進室長 おっしゃるとおりです。

○日吉特別委員 そうですよ、それ、ちょっと触れた方がいいかな。一生懸命真面目にやっている漁業者がほとんどの中でそういうことが行われたということは、やっぱり、僕ら漁師に対してもちょっと触れてほしいですよ。ただ追加、配分したとかいうだけじゃなくて、それ言ってもらわなきゃ真面目にやっている俺ら何なのよという話じゃないですか。そういうことです。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

渡部委員。

○渡部委員 失礼します。内水面漁連の渡部です。

今、日吉委員の方から発言があったんで、自分の中では恐らくそうじゃないかなと思いつつながらこの書類を見ていて、ああ、やっぱりそういうことやったんだということですね。

役所が作る文書ですから余り個人攻撃にならないような、そういうような文面になっていると思うんですね。それと法律の文言で片付けていっているように思うんですけども、追加報告とかのところにもやっぱり、単に増加したり、減少したりとかいうような、そういうような表現になって、これを、実際、前に説明いただいたときに停泊5日とか、そういうようなペナルティーがあったとかいうようなことも聞いています。

刑事罰も一部あったか、なかったか、その辺がちょっとはっきり分からなかったんですけども、結局、今、日吉委員おっしゃったように、真面目にやっているところと、これ、普通に報告し忘れていたみたいな報告と同じような内容になっているというように思っただけで、税金なんかでも、やっぱり、こんなことしたら重加算税課されたりとか、刑事罰を与えられたり、脱税の場合なんかひどいときは懲役にいたりとかいうようなことあるんですよね。

これはちょっとやっぱり、そうしたら、船を5日ぐらい止めておくと、暇なときに止めておくというようにすることで、後でばれたらしようがないなというようにつながるんじゃないかなというように思いますんで、これにやっぱり数字としてのペナルティーが全く、それは法に基づいてしか行政は執行できないというのは分かっていますけれども、何かやっぱり対策というんですかね、ペナルティーを科すようなことってというのが必要なんじゃないかなというように思います。

これ、どうですかね、水産庁さん。

○資源管理部長 資源管理部長です。

このTAC報告、TAC報告義務違反があったわけですけども、それについては司法処分も下り、青森県内での、これ、知事管理分のお話ですので、そこは青森県の処分の基準に従って、行政処分は、その違反行為に対してはされているということです。

一方で、今回諮問させていただいているのは、その分が追加で報告が上がってきたことに対して、その数字の、ちゃんと枠の管理という観点からしっかりそこは引きますよというのを、引いた結果として数字が変わりますというのを諮問させていただいていると、ですので、これ、あくまでも枠の管理上の処理を諮問させていただいていると、処分は処分

で別途しかるべき者がしかるべき基準に従ってやっているということですので、この数字の、枠の管理上の数字の調整というか、しっかりさせていくということについて、処分めいたというか、ある意味、懲罰的なものをここに加味してどうこうするという話ではないということで、この資料についてはそういう客観的な数字としてこうなりますという資料をお示ししているということで御理解いただければと思います。

こういうときに、正に悪いことしたんだから更に引くべきだという御意見があるというのは、私自身は理解はしますけれども、その違反行為に対する処分というのは、別途しっかり、司法処分なり、行政処分なりがやられているという上で、数字については追加で上がってきたものについて粛々と処理をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○渡部委員 よく分かるんですけども、この間、行政罰については説明がありましたね、5日の停泊、これは青森県が科す行政罰だったと思うんです。これ、刑事罰は下ったんですか、どうなんですかね、たくさんの方が関わっていると思うんですけども。どの程度の刑事罰が下ったんですかね、これ。それともそういう情報はないですか。

○山川分科会長 では、福井監理官ですか。

○漁獲監理官 これ、青森県の方で、青森県警の方で捜査が行われまして、漁業法違反で産地仲買2社の社長、漁業者22名、水産関連会社1社が起訴されておりまして、産地仲買2社の社長に対しては懲役4月、執行猶予3年の有罪判決が確定しております。漁業者22名と水産関連会社1社に対しては罰金10万円から20万円の略式命令ということになっております。

○渡部委員 もうやめておきます。いいです。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 資源管理部長の言っていることは分かりますけれども、少しぐらいは触ってという感じなんです、ここで。数字のことだけ言っているのは十分理解できます、行政用語とか、そういうものもあるんでしょうけれども、やっぱり、国が主導してこのクロマグロの管理をやったわけだから、そのぐらい、ちょっとぐらい触れてほしかったというだけです。言っている意味は十分分かっていますけれども。

それもあと90トンです。静岡にしてみるとこの半分も、増えてもこの半分もありません。これ、すごく、要は、配分を持っている都道府県で起きたことなんですね。僕らみたいにこの半分もない県だと、もっといろんなことがあって、放流とかそういうものに苦しんで

います。そういうところがやられた件だから、よっぽどナーバスなことだと思ってこの発言をしているわけですがけれども、青森県の漁師さんのことをうんぬんと言っているわけでもないし、真面目に報告するものはしなければいけないということを言っているだけです。

○山川分科会長 川越委員。

○川越特別委員 川越です。

その刑事罰についてはその説明だと思うんですけども、私が思うには、今後、水産庁はこういうような事例がある度にこういうような変更をその都度その都度やられるんですか、これから今後こういう事例が。

それと、今回みたいに、こういう管理年度が3回ある中に、まず今シーズンの中での追加報告だったらまだ、まだ分かるんですけども、遡って、遡っての追加報告もこのようにやられるんですか、これから。そこを、ちょっと見解をお願いします。

○山川分科会長 魚谷部長ですか。

○資源管理部長 今後も、もし過去に遡って未報告がありましたと、それが意図的なものか、そうでないかにかかわらず、そういうのが上がってくれば、その数字というのはしっかり枠の中に反映させて、引くべきものがあれば差し引くということになります。

○川越特別委員 いいですか。

○山川分科会長 川越委員。

○川越特別委員 皆さん先ほどから言われるとおりに、刑事罰が軽いか、規則が甘いとかというのは、やはり、これからこういう資源管理をきちっとやる中で、何か少し私は甘いような感じがするんです。

報告がなかった、忘れていました、結果が出てきました、その度にただ足し算、引き算で、ただ数量の変更を行いますと、皆さん、しっかりと真面目にやらなくてもよろしいですよと言っているようなものではないんですか、これ。何かそのような私は感じに取れますけれども、皆さん、そういうようなことを言われているんじゃないですか。

私もこれ見ていて、いや、これから先もこういうことがあって、2年前、3年前のことが今出てきましたよと、だからちゃんとまた訂正しますよというようなことで、しっかりとこれから先こういう資源管理ができるんですか。私はちょっとこれを、今の説明を聞いていて、こんなやり方やるんだっていうところで、きちっとこれ、クロマグロできるんですか。これから先、まだ猶予とかいろんな話が出てくる中に、もっといろいろ複雑なものが出てくる中にこういうことでよろしいんでしょうか。

○資源管理部長 すみません、私の説明がちょっと足りなかったのかもしれませんがけれども、そういう追加の報告がある、その前提としてTAC報告義務違反というものがあったということであれば、それは司法処分なり、行政処分というのがしかるべく下されると。下された上で、その追加で上がってきた分については、そちらもしっかり差引きをすることです。差引きだけすることではなくて、それは、違反に対しては、しっかり、処分はしかるべく行われるということでございます。

○山川分科会長 川越委員。

○川越特別委員 処分は必ずせな駄目なんだけれども、何かやはり皆さんの意見としては少しやっぱりそれが甘いのではないのかなというようなことだと思っております。私もそう思っておりますし、もう少し、強力というか、もう少し何か厳しいようなものが検討できないのでしょうか。何か、これを見ていると後から後から出たものでも、刑事処分、行政処分はあるんだろうけれども、数量についてはただ修正しますよというだけでにしか私には聞こえてきませんので、何かもう少し、更に少し、こういうことはやってはならないことであるわけですから、そこをやはり強調するためにはもう少しそういう措置をするべきじゃないのでしょうか。これは今後検討していただきたいと思えます。

○山川分科会長 佐々木委員。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。Chefs for the Blueの佐々木です。

ちょうどタイムリーに私、大西洋クロマグロの水揚げを見てきたところだったので、皆さん、もちろん御存じだと思うんですけども、比較対象として申し上げさせていただくと、漁獲一尾一尾に対して全て即日報告をし、その水揚げのときには水産庁の方が立会いの下、全ての重量を突き合わせ、1キロでもオーバーしていれば即座にライセンス停止という、物すごく厳しい措置をしかれています。もちろん、国際的な枠組みと日本国内というのは違いますし、様々な漁法でお獲りになっている日本で即日に、引き合わせることはちょっと難しいかもしれないんですけども、皆さんが多分おっしゃっているのはそういうことなのかなと思って一応例に引かせていただきました。

そういうふうな方向性というのは、日本は考えていらっしゃるのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 更に補足ということになるかもしれませんがけれども、まずはそういうTAC報告義務違反、要は、無報告ですとか、過少報告というものについては、そういうも

のを処分する・しない以前に、まず、起こさせないというのが重要だと思いますので、水産庁の対応としては、まず、漁獲監理官という組織を立ち上げて、既に精力的な水揚げ検査等も行っているところですし、さらに、まだ施行はされておられませんけれども、漁業法と流適法の改正をして、TAC報告の中身あるいは報告期限についても強化をし、あと、陸に揚がった後も、その取引情報なんかをちゃんと保存、伝達すると。そういうので追えるようにするということの対応を進めているところでございまして、そういうところを強化しながら、まずはそういう報告義務違反等について起こさせないようにするという対応は進めていくと、その上で、それでも漏れて起こった場合というのはしかるべく処分をします。処分の内容については、特にしっかりやられている皆さんからすると、重い、軽いというような御意見というのは当然あるんだろうと思いますけれども、そこは法治国家である中で、その気持ちで処分を重くしたり、軽くしたりというのはないでしょうから、そこは一定の基準に基づいて処分が下される、あるいは、司法処分であればしっかり司法の場でそういう処分が決まるということだということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

東村委員がウェブで挙手されておられるということですので、東村委員、よろしく願いいたします。

○東村委員 東村です。よろしく願いいたします。

最後になるかもしれませんが、この件での、私が発言するようなことではないかもしれませんが、この青森県、当初、一番最初に刑事罰が出るような違反報告ですかね、報告をしなかったという話が出たときに、皆さん、信じられないことが起こっている、私も含めということは、逆に言えば、皆さん漁業の規則を守って、通常ですね、操業されているからこそ何でこんなことが起こるんだという、そういうふうに思われるという、そういう事態なんだと思います。それだけ皆さんは自分でルールを守る意識が強いから、こんなことが起こったら、どうしてこんなことしている人たちがいるんだという、その、自分たちの、私が偉そうに言うこととでもございませぬけれども、全くもって、自ら管理措置を守っていらっしゃるその意識は、あまり「国際的に」という言葉は好きではありませんけれども、自治的な意識が非常に高いということは自ら誇られてしかるべきだと思っております。

その上で、今日の報告は、あくまで数値をどうされたかという話ですので、ここに水産

庁に、「懲罰的なものが報告に含まれていないじゃないか」というふうにおっしゃるのはちょっと筋が違って、むしろ、皆さんの方からこういう懲罰するべきなんじゃないか、そのために皆さんここに出席されているわけだと私は考えています。それは水産庁の方から提案される話ではなくて、むしろ委員として出られている、私も含めですが、かなと思います。

それに対して水産庁の方から既に御回答あったとおりですので、それについては繰り返すまでもないかと思えます。

あまりに厳しい措置を、水産庁の措置として作っていくと、今度は、これからもしかしたら個別割当てなんかも広く普及していく中で、せつかく自分たちで自治意識が高くて漁業の規則を守っている中で自分の首を絞めるようになるおそれが生じるということを私は大変危惧しております。

決められた措置は自分で守ることができているのであれば、基本はそれをベースに、それを基本として、やはり、こういうイレギュラーなことがあったときにはちゃんと行政罰なり、刑事罰なり、できればこっちを例外としておきたいというのが私の、ちょっと漠然とした感じですが、感想及び、今後、特に私が今触れたのは、個別割当てなんかがあったときに、あまり漁業者の皆様の自主的な管理意識がそがれるようなことはない方がいいんじゃないかということ述べたかったということで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第473号「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量等の変更等について」ということで、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

まず諮問文の方を読み上げさせていただきます。

令和 7 年 3 月 18 日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量等の変更等について（諮問第 473 号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量に係る数量の繰越し及び追加配分について、別紙の取扱いとしたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

説明に入ります。資料 6-1 と記載のあります資料の 3 ページを開いてください。

まずは背景の説明です。

令和 6 管理年度において、クロマグロ（小型魚）、クロマグロ（大型魚）TAC の数量、都道府県別漁獲可能量の数量、又は大臣管理漁獲可能量の数量の変更のうち、これから紹介する事項、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領、これ、部長通知でありますけれども、これに則り行われるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として事前に水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとしました。

全部で五つあります。一つ目が、都道府県の間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数字の変更。

二つ目が、クロマグロの小型魚について、大臣管理区分の漁獲可能期間の終了に伴う未利用分の国の留保への繰入れに伴う数字の変更。

三つ目は、クロマグロの大型魚について、大中型まき網漁業の I Q 管理を行う管理区分

の漁獲可能期間が終了し、未利用分を一旦国の留保に入れた後、今度は同じクロマグロ大型魚の大中型まき網漁業の漁獲量の総量を行う管理区分への追加配分を行うことに伴う数量の変更。

四つ目は、WCPFCで合意された措置に基づき、1.47倍の係数を用いた小型魚から大型魚への不当量交換に伴う数字の変更。

最後に、WCPFCで合意された措置に基づく令和5管理年度の未利用分の繰越しと、それに伴う国の留保からの追加配分に伴う数字の変更。

これらについては事後報告とさせていただいたところであります。

令和7管理年度については、先に行われた資源管理分科会において、先ほど紹介した(1)の①から④に掲げるものについては引き続き事後報告とさせていただくこと、また、漁獲の対象をクロマグロの小型魚から大型魚の転換するための国が定める仕組みに参加する漁業者に対するものとして行う不当量交換に伴う数字の変更について新たに事後報告とすることについて承認を頂きました。

今回、令和7管理年度の取扱いとして、新たに二つ事後報告で対応させていただきたいものがあり、諮問します。

ちょっと量が多いので、先に2点目の方を説明させて下さい。1枚めくっていただけますでしょうか。

先ほど説明いたしましたクロマグロに関する青森県からの追加報告に伴う数量の変更について、事後報告で対応させていただきたいと考えております。

もう一点です。こちらは、令和6管理年度において事後報告で対応することとさせて頂きました、WCPFCで合意された措置に基づく令和6管理年度の未利用分の繰越し、そして、国の留保からの追加配分に伴う数字の変更につきまして、引き続き令和7年度も事後報告で対応させていただきたいと考えております。

これら処理の詳細について、別紙参考としてまとめましたので、こちらの説明に入ります。

5ページになります。

まず、クロマグロの小型魚について、大臣管理区分において令和6管理年度の終了に伴って未利用分の数量が確定します。このうち、当初の配分の数量の10%は令和7管理年度に繰り越し、残りの未利用分については国の留保に繰り入れるというものです。

同様に、都道府県について、確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分の数量のうち当

初の配分の数量の10%は同じ都道府県の令和7管理年度に繰り越し、残る未利用分は国の留保に繰り入れるというものです。

この処理を行った後、国の留保から漁獲可能量の超過リスクに対応するための数量、具体的には49トンを確認したあとのものを原資といたしまして、追加配分を行います。

全部で3タイプあります。一つ目は、この原資の2分の1を使いまして、都道府県に対して都道府県別基礎配分の数量の比率で追加で配分するという枠組です。ただし、混獲管理を目的として基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分の数量が1トン以下となる都道府県に対する上乘せが行われた都道府県についてはこの対象ではありません。これは残る二タイプの追加配分も同様です。

二つ目は、融通を促進させることを目的として前の管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に対して追加配分を行う枠組です。

三つ目は、漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分を行う枠組です。

二つ目と三つ目については、数量の上限などの細則は令和6管理年度と同様としております。

続いて、クロマグロの大型魚についてです。

基本的な枠組は小型魚と変わりありません。異なる点について説明いたします。

まずは、大臣管理区分の未利用分の繰越しに関するルールです。大中型まき網漁業については、IQによる管理を行う管理区分と、漁獲量総量の管理区分の二つが定められております。そのため、少し複雑な繰越しのルールとなっております。

ただ、大枠、10%は繰り越し、残りの部分は国の留保に入れるというところはほかの管理区分と変わりません。

1ページめくっていただけますでしょうか。6ページになります。

(3) 処理を行った後の国の留保から差し引くものでありますけれども、こちらは漁獲可能量の超過リスクだけではなくて、遊漁の管理として60トンとか、調査その他に対して40トンとか、そういうものを含めて合計で150トン差し引くところ、また、漁獲の対象を小型魚から大型魚へ転換するための枠組みに用いる数量、現時点では最大で60トン考えておりますけれども、こういった数量を差し引くところが小型魚と異なる点です。

続けて、参考として、資料6-2を次のページから準備しました。この中で本日の分科会に事務局から特に報告させていただきたい内容について取り上げます。

最初は 8 ページになります。8 ページの下のスライドになります。

先ほど未利用分の繰越しルールについて説明したところですが、結果として、令和 6 管理年度の未利用分がどのくらい繰り越される予定になっているのかということを示した表です。

小型魚については、日本全体で繰り越す量は 609.4 トン、このうち国の留保に繰り入れる数量は 293.3 トンになります。大型魚については、国全体で繰り越す数量は 609.5 トン、国の留保に繰り入れる数量は 190.6 トンになります。いずれも今現時点での事務局としての見込みの数量です。

次のスライドに移ります。9 ページの上のスライドです。

ここでは追加配分原資としてどのくらいの数量を現時点で見込んでいるのかということを示しています。赤字で示しましたとおり、小型魚については 431.6 トン、大型魚については 280.1 トンというものが期中に行う追加配分原資として我々が現在想定しているものです。なお、この数量については、全量が都道府県、沿岸漁業へ追加配分されることになります。

最後、12 ページに移ります。追加配分について、現在事務局で想定しているスケジュールです。

5 月の下旬から 6 月の中旬に予定する都道府県別漁獲可能量の変更に向けて、追加配分数量案の提示であったり、意見照会であったりといった必要な手続を行います。

また、小型魚から大型魚への不当量交換、振替えについても、同様のスケジュールで行うことを想定しています。

事務局のからの説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 消化率のところ、ちょっと省いたと思うんですけども、ページ出してもらおうと消化率大切で、私たちは漁獲管理、抑制できないんで、管理が難しいんで、放流をしてその 8 割、委員の方々も多分知らないと思うんですけども、8 割を達成すると消化率メリットというのが都道府県に来ます。

多分、漁船漁業の方々も都道府県の方々には 8 割はどうかいこうと、少しでも追加配分

されるようにということを目的に、特に3月の18日で、あと15日ぐらいしかないような状況の中で、全国の多分、私のところも、今、小型マグロと大型マグロ一緒にきて、また、ブリも一緒に来ちゃっている状態でこの8割はどうにかいこうという中でやっていることなんですね。

もう一度委員の皆さんに、僕は8割のことは知っているんですけども、説明してあげていただけませんか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます、日吉特別委員。おっしゃるとおりです。

この消化率メリット、11枚目のスライドですね、見ていただけますでしょうか。

融通によって漁獲可能量の有効活用が進みました。その反面、必要以上に都道府県別漁獲可能量を増やして結果的に未利用分を多く発生させてしまう都道府県が増えることが懸念されたので、譲渡の促進と漁獲可能量の適切な管理のためとして、令和3管理年度から前管理年度の消化率が正に8割以上の都道府県に対して追加配分を実施しているところであります。ありがとうございます。

このことにつきまして、令和7管理年度につきましても8割というところをトリガーとして、消化率がそれ以上だった都道府県に対しては有効に活用しているというところを評価して追加配分を行うと、そういうスキームにしております。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

管理をすごく厳しく、クロマグロは国際的なことで管理を厳しくと言っている反面、この8割をすればぼた餅をもらえるみたいな感じ、ちょっと矛盾があるんですけども、この10年間、沿岸の漁業者はこれを我慢してやってきたということだけ御理解いただければと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにご覧いただけますでしょうか。

ウェブで参加の方々もよろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議ないようですので、そのように決定いたします。

では、次に、諮問第474号「刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令について」ということで、事務局から説明をよろしくお願

いたします。

○管理調整課長 管理調整課長です。

資料7-1と書いてあるものを御覧ください。

まず諮問文から読み上げます。

6水管第1706号

令和7年3月18日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令について（諮問第474号）

別紙のとおり、瀬戸内海漁業取締規則の一部を改正する省令及び漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ページ、通し番号で7と付いている7ページ目、資料7-2と右上に振っている資料を御覧ください。

本件は多分に法技術的な改正でございまして、あまり中身がどうかということではないかもしれませんが、改正の趣旨というところを御覧ください。1番です。

令和4年に刑法等の一部を改正する法律というものが国会で通りました。それから、そのとき同じタイミングで刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律というものが令和4年の第208回国会において成立しています。ここで刑法改正として何をやったかというところ、今まであった刑罰、「懲役」及び「禁錮」という二つの刑罰を、これを一本化して「拘禁刑」というものを創設することになりました。新たな自由

刑としてと説明書きに書いていますが、自由刑、人の身体の自由を拘束するような刑罰です。懲役にしても、禁錮にしても刑務所に入ることなので、基本的にはその人の自由を拘束をするという形の刑罰です。

今まであった「懲役」、それから「禁錮」というものを一つにして「拘禁刑」というものにまとめたということをやりましたので、現行の法律、あるいは政令、省令、そういうところで「懲役」とか「禁錮」という言葉を使っている法令の規定については、これを「拘禁刑」というものに直す必要があるということでございます。

したがって、ちょっと繰り返しになりますが、令和4年の刑法の改正に引っ張られて、うちの関係の省令も「懲役」とか「禁錮」という言葉を使っている部分は改正をしなければいけないということで、今、お示しをしているところであります。

その通し番号7ページの2番というところを見ていただきますと、改正の概要とありますが、今、私が申し上げたのが1ポツ目です。「懲役」と「禁錮」というものを新たにできた「拘禁刑」に改めるというのが一つ。

もう一つのポツは、もう多分に法文的書き方の修正でございますが、従来両罰規定の対象となっているような罰則規定の場合に「者」と書いてある表現だけだと、それが自然人を表わしているのか、法人を含むのかというのが不明瞭だということで、書き方を法人を含まないことが明確になるように改めるということです。

この辺は全ての法律、刑罰を規定した法律において措置されている書き方の修正というふうに捉えていただければと思います。

先ほど申し上げた令和4年の刑法の改正というのは国会では成立しましたが、実際にその変わった法律が動き出すのが一番下に書いてある令和7年6月1日です。そこから刑罰としては、もはや「懲役」というものはなくなって「拘禁刑」というものが新たに始動すると、その前に現行法令、省令や法律の中で「懲役」とか「禁錮」と書いてあるものは直していくという必要があるということです。

ちょっとごめんなさい、紙に書いていないんですけども、懲役と禁錮、何が違うんですかということをお簡単に申し上げると、懲役というのは作業を義務化される、義務付けられているものです。だから、懲役何年と言われて刑務所に入った方は、そこで何かの作業をやらなければならない。一方で、禁錮というのは別にそういう所定の作業をやるということが義務付けられていないタイプのものですが、実態を申し上げますと、今、ほとんど禁錮刑が科されている例はありません。ほとんど全部懲役です。その中で、さらに言えば、

懲役として作業させるという目的が、その罰を科すという意味がもともとあったと思うんですが、だんだんその人の更生とか、あるいは社会復帰につながるようなとか、要は、再犯を起こさないというために必要な知識とか、そういうものを与えるようなものに比重がだんだん移ってきているというのが長年の歴史で、ある意味、その実態に合わせるような形で懲役と禁錮というものを新たに拘禁刑、これは必ずしも所定の作業を行わせることを義務付けるものではないということですというふうに変わっていくということでもあります。

このようにして、中身については法務省の方で長い議論をして国会を経たものなので、皆さんが「拘禁刑、けしからん」と言われても変えようがないんですが、この省令を変えろという行為はしなければいけない。そのためには審議会の御了承を得るという必要がありますので、今回諮問させていただくということでございます。

簡単ですが以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項の審議は以上になります。

それでは、諮問第469号から474号について、確認のために答申書を読み上げます。

答 申 書

6 推 進 第 3 6 号

令和7年3月18日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和7年3月18日に開催された水産政策審議会第136回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第469号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更）について
- 諮問第470号 特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて
- 諮問第471号 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更について
- 諮問第472号 特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更について
- 諮問第473号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量等の変更等について
- 諮問第474号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令について

それでは、この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 結構時間が長くなってまいりましたので、この辺で10分程度休憩を入れたいと思います。3時15分までということによろしいですか。3時15分になったらお集まりくださいますようお願いいたします。

（休憩）

○山川分科会長 では、時間になりましたので議事を再開いたします。

次は、報告事項ですけれども、初めに、太平洋クロマグロの資源管理についてということで、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

クロマグロで行いました融通などの結果につきまして、資料8-1を用いて報告いたします。

1枚目のスライドは、令和6管理年度における数量の変更の取扱いにつきまして、資料6-1の内容を再掲載したものです。この1から5に掲げる部分につきましては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとしております。今日報告するのは、そのうちの1に当たります都道府県又は大臣管理区分と都道府県の間で行う融通に伴う数量の変更と、2に当たります大臣管理区分における小型魚の漁獲可能期間の終了による未利用分の国の留保への繰入れに伴う数量の変更です。

1枚めくっていただけますでしょうか。

まずは、大臣管理漁獲可能量の未利用分の留保への繰入れです。令和7年3月4日に行いました。それぞれ当初配分の数量の10%を超えた数量を国の留保に繰り入れることといたしまして、合計で203.3トンが国の留保に入ったというものです。

続いては、融通に関する事後報告です。まずは、国が行う要望調査を仲立ちとした融通です。令和7年1月に第5回目となる融通調査を行いました。その結果を受けて、2月7日になります、岩手県、東京都、長崎県の小型魚、合計7.6トンを北海道、新潟県、富山県の大型魚5.7トンと交換をしました。

4ページに移ります。ここからは、国の要望調査を仲立ちとするのではなく、都道府県の間で融通の調整が整ったものです。まず最初は、2月14日にありました秋田県の大型魚2.0トンを鹿児島県に譲渡したものです。続いては、3月4日に行われました全部で七つ、同時に行いました。北海道から新潟県、京都府、山口県への小型魚の譲渡、北海道から石川県、京都府への大型魚の譲渡、次のページに移りまして、青森県から高知県への小型魚の譲渡、青森県から和歌山県及び高知県への大型魚の譲渡、石川県から京都府、山口県等への小型魚の譲渡、福井県から和歌山県への大型魚の譲渡、最後が、福岡県から山口県と徳島県への小型魚の譲渡です。

続くスライドが変更後の数量の一覧ということで小型魚、次のページへ移りまして大型魚となっています。詳細については、こちらは割愛させていただきます。

事務局からの報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 融通の説明、ありがとうございます。ちょっと見てびっくりしたのは、マグロの資源管理が始まった初期は、北海道で大量の入網があったり、青森県で大量の入網があったのに、ここに来たら、今日は見てびっくりしたんですけども、融通を両県ともしているということでちょっとびっくりしたので、まだ本土では結構多いけれども、北の方には少なくなっているのかなと思っただけなんですけれども。

以上です。

○山川分科会長 何か来遊状況が変化してきているというような感じですかね。

ほかにございますでしょうか。

及川委員。

○及川委員 質問です。教えてください。先ほど日吉委員から80%以上の消化した方のちょっとメリットがありますというお話を聞いて、この都道府県間は融通をすると、それは消費したことになっているんですか。すみません、ちょっと基本的なことを知らないものですから。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。及川さんのお答えになるものとしては、先ほどの資料6-2のページ番号でいいますと11ですかね、譲渡メリットのスライドです。

○及川委員 すみません。今のやつですと、11ページのウの消化率メリットというのには、譲渡はまた別の扱いをするんですか。

○資源管理推進室長 消化率メリットについても、譲渡の促進という目的があります。私が先ほど紹介したのは上のスライドの方、譲渡を促進する意味での、譲渡した都道府県には上乘せ配分する枠組が入っているところです。

○及川委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 先ほど来遊が違うということで質問したんです。僕も現場を見ていませんので、もしかすると放流のテクニックが上がって——定置網は特に——、それで放流しているということがあるかもしれませんので、来遊だけと言っちゃうと、僕も北海道とか青森の定置の現場じゃないものですから、例えば北海道の南の方なんかは相当多分、放流の技術が上がったと思うんです、この10年で。私どももそうなんですけれども。もし回遊が違うということだけだと、現場の漁業者、定置の漁業者がちょっと誤解を受けると悪い

ので、追加の発言させていただきました。

○資源管理推進室長 日吉特別委員、ありがとうございます。水産庁の方でも、特に北海道の方から近年放流も増えているとの報告を頂いているところです。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、続きましてクロマグロ遊漁の課題への対応について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○沿岸遊漁室長 沿岸遊漁室長の城崎でございます。よろしく願いいたします。

それでは、右上に資料の9番、お手元に御用意ください。

昨年の9月にこちらのくろまぐろ部会で増枠を見据えた議論の中で、遊漁についてはなかなかまだ権利と義務の関係がおぼつかないという話でございまして、それとは別に遊漁の管理については広域漁業調整委員会でやっていきますと、そういうお話をさせていただきました。その後、この広調委で議論の進展がありましたので、御報告をいたします。

まず、1ページ目おめくりください。

1ページ目に、現在、三つの広調委でございます、太平洋と日本海・九州西、瀬戸内海、この三つの広調委の下にそれぞれにくろまぐろ遊漁専門部会を設けました。そして、実際議論する中身といいますのは三つの専門部会共通でありますので、合同で議論していきましょうというふうになりました。そして、この合同会議の委員というのは、この表にあります8名の委員でございます。日本海・九州西の田中先生に議長になっていただきまして、三つの広調委から漁業者代表の方々、静岡県の高田委員、山口県の中島委員、大阪府の岡委員に入ってください、また遊漁関係者として4名、日本釣振興会、全日本釣り団体協議会、日本アングラーズ協会、ジャパン・ゲーム・フィッシュ協会、この4名の方々に入ってください、合計8名で議論をしてまいりました。

二ページ目に議論の経緯を書いてございます。3回の開催をしてございます。この議論の効率化をするために、あと少しで4月が始まりますが、この4月から始まります新たなクロマグロ遊漁のシーズンに向けて、委員会指示の強化をする内容について集中的に議論するものを一つ、それと今後のクロマグロ遊漁の管理の在り方ということで、もう少し中長期的な課題とする、その二つに大きく分けて議論をしてきてございます。

1ページめくりまして、2ページ目でございます。

2ページ目は、この4月から始まります新たなクロマグロ遊漁のシーズンに向けまして、現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しの内容でございます。

左側に現行、右側に令和7年度の見直しということで、変更箇所には赤い網掛けをしています。

いくつか御紹介をしますと、まず左側にあります採捕上限の設定についてでございます。令和7年度におきましては、60トンをストックから融通する手当てすると、このような制度になっております。この60トンをどういうふうに各月に配分するかということにつきましては、令和7年度は毎月均等に設定をしようということで、60を12月で割りますので、各月5トンと、このような運用でいくということでございます。

また、大型魚のバッグ・リミットにつきましては、現状は1人1日1尾となっておりますけれども、これを1人毎月1尾ということで、持ち帰りの尾数の制限を強化をした内容でございます。

続きまして、採捕報告の期限でございますが、これは現状では陸揚げ後から3日以内に報告してもらうということをしてきたものを陸揚げ後から1日、翌日以内に報告してもらうということ、常時報告を受けることで水産庁で採捕報告の管理というものを迅速にやっ
ていこうと、こういう趣旨でございます。

そして、左側に採捕報告の内容でございます。ここは大きな変更点がございます。

まず、採捕したクロマグロに関する情報につきましては、従来は重量などを報告してもらうわけでありましたけれども、これにつきましては、令和7年度はまず釣ったクロマグロの写真を写してもらうと。写真を写してもらうときには尾さ長が分かるようにメジャーを置いて写してもらう。そういうことで、尾さ長から重量を換算するシステムがありますので、そういうのも照らし合わせながら、報告された重量のクロス・チェックをしてまいりたいと考えております。

それと、船舶情報でございます。船舶情報につきましては、これまで遊漁船を使ってクロマグロを出漁した場合には、遊漁船名ですとか登録をされている都道府県の名前を書してもらうこととしておりましたけれども、令和7年度は遊漁船については、遊漁船の登録番号を報告してもらうことに加えて、プレジャー・ボートにつきましては、船舶番号又は船舶検査済票の番号を報告してもらうことにしております。このプレジャー・ボートによりますクロマグロ遊漁というのはなかなか実態が分からないところがございますけれども、採捕報告の際に船舶番号などを入手をすることで、そのプレジャー・ボートを誰が所有をしていてどこを根拠地としているのかと、こういう情報を把握できる、このような仕組みに改めていきたいと考えております。

続きまして、虚偽報告の抑止でございます。令和6年度は他人に成り済ました報告があるのではないかと。そういうところの精査が非常に手間取った部分でございます。そういうことを踏まえまして、令和7年度は二重認証システムの導入と本人確認書類の提出、これはイメージは運転免許証などを想定しておりますが、報告者の本人であるということが分かるようなものの写真などを出してもらおうということを考えております。

そして、一番下の欄、委員会指示の有効期間であります。委員会指示の有効期間は、現状では1年となっておりますものを2年間で運用したいと考えております。委員会指示ですので、この採捕報告の義務に違反した人に対しては裏付け命令が出て、その違反をもう一回しますと、裏付け命令違反ということで罰則が掛かるという仕組みになっておりますけれども、1年間の漁期のうちに2回の同じ違反をするのは、なかなか見つけるのも大変だろうということで、それを2年間に長くして、そして管理の効率化を図ろう、このような状況でございます。この内容について先日開催されました三つの広域漁業調整委員会で議決を頂きましたので、4月1日からこの委員会指示が適用されると、このような状況でございます。

もう1ページめくっていただきますと、3ページ目に今後の新たな管理措置の方向性について書いてございます。

まず、3ページ目につきましては、上のところに言葉で3行書いております。現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下の内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入をするということの方向性を決めてございます。具体的な届出の内容につきましては、左側に採捕しようとする遊漁者に係るもの、右側にそういう者を案内しようとする遊漁船業者又はプレジャー・ボートを運航する者、船舶に関する届けの分というのを書き分けて書いてございます。内容についてはまだ詰めるところがございますけれども、方向性については、令和8年4月1日から導入することで決めております。

議論の中ではこの令和8年4月を待たずして直ちに届出制を導入すべきだと、そういう御意見もありましたけれども、拙速に、周知も不足がちの中で、届出制を導入していくのもどうだということもあったものですから、じっくり周知をした上で、1年間の猶予期間で令和8年4月から実施をしてはどうかと、このような方向性になっております。

実際の中身はここに書いてありますけれども、細かい御紹介しませんけれども、まだ詰めるところがございますので、引き続きクロマグロ遊漁の合同会議を開催をしまして、今年

の秋の広調委に向けて内容を精査をして、最終的な議決に持っていきたいと考えております。

それと、4ページ目でございます。

4ページ目は、中長期的な課題としまして、キャッチ・アンド・リリースの扱いについてでございます。

クロマグロの遊漁、今現状で60トン、令和6年度は40トンで運用してまいりましたけれども、この数量の中で、例えば各月1週間ぐらいで枠を消化してしまうという事態にもなっていて、遊漁関係者からは、キャッチ・アンド・リリースでやれば遊漁の期間が長く持てるんじゃないかと、こういう御意見もあったということで、議論をしてまいりました。キャッチ・アンド・リリースの扱い、すなわち採捕行為でありますけれども、なかなか採捕停止命令が出た後の採捕というのは、キャッチ・アンド・リリースであっても採捕には変わりがないので、そういうのは漁業のバランス、漁業関係法令の解釈からしてもなかなか相入れない部分がございます。そういう中で、どういうアイデアでやればキャッチ・アンド・リリースができるのかということでいろいろ議論をしてまいりました。

この部分についてはまだ意見が収れんをしておりませんで、この冒頭に書いてありますとおり、キャッチ・アンド・リリースの可否については委員の間で意見が分かれたというふうになっておりまして、主な意見として、漁業者側から出された意見、それと遊漁者側から出された意見、その両方を記載してございます。特に漁業者の側からは、この三つ目のポツに書いてありますように、漁業者は採捕停止命令が出たら、定置漁業であれば、クロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟で網を開放して放流していること、また、漁船漁業の立場からは、漁場を移動してそもそもクロマグロが操業しないようなことをやっているんだと。これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のキャッチ・アンド・リリースには反対であると、こういう御意見が多く出されております。

もちろん遊漁の関係者からも、キャッチ・アンド・リリースに切り替える方法が併用できれば、今の少ない数量の中でも遊漁船業者は長期間営業ができると、このような意見もございまして、こういうものの意見をこれからどういうふうに収れんさせるのか、引き続き合同会議で議論をしてまいりたいと思っております。

また、この水産政策審議会の場にも節目節目で御報告をしてまいりたいと考えております。

事務局から以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

塚本委員。塚本委員から。

○塚本特別委員 すみません、一応遊漁ということなのでちょっと発言させていただきたいんですけども、この話でも聞いていて、漁業従事者の方がクロマグロに関してかなり厳しいルールの中で制限を掛けながら漁業をされているということは、遊漁の方も十分承知しているんですけども、それでまたこのくろまぐろ遊漁専門部会に一応遊漁のメンバーもかなり参加させていただいて、このメンバーはかなりクロマグロに関して詳しいメンバーで、遊漁者の代表としてふさわしいメンバーだと思うんですけども、そのメンバーの方々とこの委員会で話していろいろ決めているということは、今更ここで自分がどうこう言うことではないんですけども、ただ一つ言いたいのは、やっぱり遊漁者はもう一匹でも多く釣りたいんですよ。

それが例えばリリースでもいいんですけども、それに対して、釣るには、やっぱり皆さんもルールを守っていろいろやられているので、こういうようないろいろルールですか、釣りに対して、釣ったらすぐ申告しなきゃいけないとか体重制限とか、あと要するにクローズになった後には一切釣りをしないと、そういうルールはどんどん厳しくしていただいて、先ほどもちょっとクロマグロであったんですけども、それに対してルールを守らなかった人に関しては、かなり厳しい罰をしてもよい。要するに、内水面とかでも密漁をしたりするといろいろ刑事罰とかあるじゃないですか。そういう感じなので、やっぱり海の方でも本当にルールを守らなかった人にはかなり厳しいルールを決めてもいいと思うんですよ。

逆に、そういう人がいるから、遊漁者は例えばこれはボートとか漁師の方の迷惑を掛けたとか、もう実際に採捕禁止になっているのに釣っているんじゃないとか、いろんな方も、そういう誤解もされると思うので、そういうのをなくすために、とにかくルールはもう本当どんどん厳しくしていただいて構わないと思うんですけども、大臣枠を少しでも多く増やしてもらって、一匹でも多く遊漁者の枠を増やしていただければという、これはお願いなんですけれども、そういう感じなので、是非枠を少しでも、漁業者さんの方に理解をしていただいて、ルールを守った上で決めた上で、一匹でも多く釣らせていただければなというお願いです。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

城崎室長。

○沿岸遊漁室長 御意見ありがとうございます。もちろんルールは非常に重要だと思います。制度を作った上には、ちゃんとそのルールが周知をされないと意味がありませんので、しっかり周知はやっていきたいと思っています。その周知についてももちろん水産庁、国も最大限努力はします。ルールの周知については、都道府県もありますし、もちろん遊漁関係者にも、いろいろな組織を使ってみんなでやらないと周知はうまく根付いていかないと考えておりますので、その点はまた皆さんで連携して取り組んでまいりたいと考えております。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 塚本委員。

○塚本特別委員 そうですね。この周知に関しては、いろんな釣りの雑誌とか新聞もありますし、あと、釣りをやる人って必ず釣具屋さんに行くと釣りの道具を買われるので、そういう釣具屋さんとかに、一部はクロマグロのときにポスターとかも貼られて、水産庁の方もいろいろもう周知に関してはやられているというのは分かっているんですけども、更にそのルールが決まったら、こういうルールになりました、こういうふうになりました、こうやったらこういう罰則がありますよというのを、特にこの入っているメンバーは会とかにも入っていますので、その中でのフェイスブックだったりSNSを使ってどんどんするというのはできると思いますので、決まったらどんどんそういう感じにして周知して、そういう要するにマナー違反をなくすような感じには、もちろん遊漁者も協力はさせていただきますので、そういう中からどんどん使っていただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、木村委員、よろしく願いいたします。

○木村委員 ちょうど今、塚本委員からの御発言があって、順番がよかったなと思いましたが、今、ルールを守る、あるいは罰則をするというお話もありました。一方で、これはやっぱり犯罪というか、ルールを守らないことに対する抑止力を高める方がとても重要だと思います。

その意味で、今2ページのところには釣れたら報告をさせると。そのために本人認証の確認を運転免許でやるというお話があったんですが、そうではなくて、3ページのところ

のこれから漁に出ようというところで、ここで両方、つまり遊漁者及びこの遊漁船の業者さん、ここにもそのルールを適用して、運転免許証なり、それからあともう一つは遊漁者の方については小型船舶の免許書を提出させるとする。近年我々よく知っているのは、運転免許証というのは結構人間の精神的な負担になる、それを提出させるということが。それは非常に不幸なことなんですけれども、犯罪組織がそれを逆手に使っていますよね。

なので、これは遵法させるという意味合いで、運転免許証の提示を最初からさせる。そうすると、ルールを守らないことに対する抑止力にもものすごくつながると私は思います。立法化して罰則規定を作るというのも重要ですが、それにはとても時間がかかります。むしろ犯罪をさせない、ルールを守らせるということで、私としてはこの3ページのところの両方に、本人の認証システム、運転免許証、それから遊漁者にとってみれば船舶免許を出させるというのがとても有効だと思うので、是非御検討いただきたいと思います。

○沿岸遊漁室長 ありがとうございます。今の御趣旨は、2ページ目にこの4月から始まる報告制度の中に既に運転免許証の提示が入っているのであるから、この3ページ目の届出制の方にも運転免許証という概念を入れても、そこはおかしくないだろうと、そういう御趣旨だと思います。3ページ目で、まだ現状では届出内容で氏名、住所、電話番号というふうに書いてありますけれども、それも考え方を変えれば運転免許証に足るかもしれないので、そういうのはまだこれから合同会議開催しますので、そういうところで今頂いた御意見を踏まえて、詰めの作業をしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○木村委員 もう一つ付け加えさせていただくと、つまり漁に出て釣れてしまったからの報告ではなくて、漁に出る前に、そのような虚偽報告をさせないということなので、2ページ目のところはそれほど有効に活用しないかもしれません、これだけでやると。というのは、クロマグロを釣っても、キハダだったと言い張ればそれまでだということになるので、報告そのものをしないという選択があるんです、このところは。けれども、3ページ目のところでもって、最初から精神的な負担を与えてしまうと、なかなか人間難しいので、運用としてできることですので、是非3ページのところには今の提案を入れていただきたいと思いますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

○沿岸遊漁室長 ありがとうございます。水産庁も漁業の世界でいろんな経験値は持っていますけれども、遊漁に対する場合はその経験値だけではなかなか足りない部分があります。いろいろな知恵を出してこれから遊漁の管理に取り組んでまいりたいと思います。あ

りがとうございます。

○山川分科会長 塚本委員。

○塚本特別委員 ある意味、ライセンス制みたいな形で出船する前にもう一回あるような感じでやるということだと思えるんですけども、クロマグロに関して遊漁者は一般のその辺の釣りとは違ってかなり特化している人たち、道具も何もかなり高額な道具を使われている方なので、かなり限られた人がやられている釣りだと思えるので、そういう人に登録制とかのある意味ライセンス若しくは登録しないとクロマグロを釣りに行っちゃいけないぐらいなことをしてでもいいんじゃないかと。それぐらいしても釣りたいと、一匹でも多く釣りたいと、そういう熱い方がやられているので、かなりそういうルールとかは厳しく、釣れても釣れなくてもある意味、内水面で釣れても釣れなくても入漁権というのを買ってから釣り場に行きますよね。ああいう感じに釣れても釣れなくても出船する前にはマグロを釣りに行きますよという申請をして、釣れたらまた更に釣果を報告するみたいな形にすると、ある意味遊漁船が何隻ぐらい出て、そのうち何匹ぐらいをキープできるのかという統計、データも取れると思うんですよ。遊漁船ぐらいだったら大したことないなど。いっぱい釣っているけれども、ほとんど釣っていないんだとか、そういうデータも取れると思うので、そういう意味ではそういう出る前のライセンス制若しくは登録制というのは、ある意味ではやった方がいいんじゃないかなと。くどいようですけども、それぐらいのことをしても行ってやっぱり釣りたいという熱いメンバーなので、一応そういうことです。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

前田委員。

○前田特別委員 失礼します。前田です。

このくろまぐろ遊漁専門部会というのができて、すごくクロマグロの遊漁船の業界が進んだというふうに感じました。漁業者とクロマグロの遊漁者とスムーズに両方とも操業できればいいなというふうに思いますけれども、自分の県の場合、クロマグロ自体があまり釣れる魚でないので、クロマグロに関してトラブルはないんですけども、タコとかは物すごいやっぱりトラブルがあって、タコを増やすのに漁業者が産卵用タコつぼを設置して、そして、産卵させて、産卵したら小さいうちに獲ったらもったいないので、もう少し大きくして獲りに行こうかというふうに漁業者は活動していたら、大きくなる前に遊漁者とプ

レジャーボートが先に行って釣ってしまうというような、そういった問題が起きています。

ここの漁業権内ではある程度大きくなるまで釣らないでねというようなことで、漁業組合に加入している遊漁者だと話し合いしながらいくらかスムーズに話しできるようになったんですけども、組合に加入していない遊漁者が来て釣ってしまうとか、また、漁業権外で釣ってしまうというようなことが起こったり、違う場所の浅い場所に行くとタコは釣りやすく、小さいうちはいっぱい釣れるそうなんですけれども、もう土日ともなると本当に船が200隻もいっぱい集まってタコを釣りまくっているというような状況で、どうにもこういった状況では漁業者がやっていけないような状況になっています。

クロマグロの遊漁船の問題だけでなしに、ほかの遊漁者、また、プレジャー・ボートに関しても、水産庁が主になって主導権を握って進めていってほしいなというふうに思います。国と県との問題もあるかと思えますし、また、省庁が違うというような問題もあるかと思えますけれども、やっぱりこういったことは水産庁が主導権を握りながら進めてほしいと思いますので、意見として発表させていただきます。どうかよろしくお願いします。

○山川分科会長 ただいまの御意見に対しまして、城崎室長、いかがでしょうか。

○沿岸遊漁室長 ありがとうございます。

遊漁と漁業の調整、ルールづくりというのは非常に私ども遊漁室でも大きなテーマですし、水産庁全体でも重要テーマとして認識しております。各地にはそういうトラブルがいっぱいあって、今、タコの話がありましたけれども、タコであれば地元ルールというのができている。地元ルールができていても、なかなかそれを守ってくれないんだという話も切々に聞いております。そういうことについて水産庁がどういうお手伝いができるか、それはこれからも考えていきたいと思っています。

一方で、やはり国が主導権という話はございましたけれども、やはり津々浦々の話、都道府県のちゃんと目が利く都道府県の方にまずは先陣を切ってもらう必要があるので、そういう中で水産庁がどういうふうにお手伝いできるのかというのは、これからも考えてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○山川分科会長 三浦委員、最初にお願いします。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

今回の委員会指示に基づく措置の見直しや新規の管理措置によってクロマグロ遊漁の届出制を導入するというので、届出を行っていない者はクロマグロを採捕してはならない、ここまで明記をされることになっているということなので、これまで遊漁の実態がつかめ

なくて本当に漁業者は歯がゆい思いをしてきたわけですが、そうした中で実態把握につながるものと期待もしているところです。

しかしながら、期待もするんですけれども、こういった制度を決めたからといっても、その制度を確実に履行することに意味があるわけです。十分な周知ですとか監視、取組体制の構築、罰則といったものがやっぱり必要となってきます。先ほど塚本委員の方からもそういうことも必要だろうというご発言もございました。こうした中で、今の水産庁の考え方として、このようなことを都道府県の隅々まで周知していくためにどのような体制でどのように推進していくのか、こうしたことをいま考えられている範囲内で教えてもらいたいと思います。「制度を作ったからおしまい」ということではなくて、これは実行していかなくちゃいけないということになりますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 城崎室長、お願いいたします。

○沿岸遊漁室長 ありがとうございます。

ものの考え方は大きく分けて二つあると思います。一つはルールの周知の話、それと実行の話です。ルールの話という点については、先ほど塚本さんが話をしたとおり、その広調委の指示を持っているのは国でありますので、国が都道府県の協力も得ながら、また、漁業関係者、遊漁関係者、あといろんなメディア等々含めて使えるものは全部使いながら周知をしていくということになろうと思っています。

それと実行については、これは水産庁に漁獲監理官もできましたし、漁業調整事務所、また、都道府県取締部局の協力も可能な範囲で得ながら立入検査なんかにも取り組んでまいりたいと思っています。特に今回、船舶情報がいろいろ入手をすることになります。例えばなかなか捕捉が難しいプレジャー・ボートについても、船舶番号が今度入手できることとなりますので、船舶番号が分かると、その船の所有者あるいは根拠地が分かります。そういうことが分かれば立入検査等々のときにも非常に有効なツールになり得るわけですので、そういうこともいろいろ活用しながらやってまいりたいというふうに思っています。

いずれにしましても、水産庁がクロマグロ遊漁についてはリードをしながら都道府県ですとか関係業界の皆様方の協力も得ながらやっていきたい、このように考えております。

以上です。

○三浦委員 ご説明ありがとうございます。それでは、予算も取ってしっかりと対応してもらいたいと思っています。

以上です。

○山川分科会長 あと、ウェブから東村委員が挙手しておられますので、東村委員、よろしくお願ひします。

○東村委員 東村です。

結構早くから手を挙げていたので、もういろんな議論が出てしまっている中での私の発言になりますが、3ページ目の(2)新規の管理措置についてのことで、内容については今後の議論で変更する可能性があるということですが、いくつか質問がございまして、この制度を導入すればクロマグロを採捕しようとする人は全員把握することができるという想定の下に多分作られていると思って読んでいます。そうすると、右側の方は比較的分かりやすく、遊漁船の案内をしている人、それから、プレジャー・ボートを自分で持っていて、この人は恐らく小型船舶免許とかを持っている人ですね。それから、下の星印には、これは私の解釈では恐らくミニ・ボートがここに入ってくるのかなと。そうすると、左側なんですけれども、これで想定されている人というのが例えばですけれども、私が考えたのは、自分は船を持っていないけれども、遊漁船案内の船に乗ってクロマグロを獲ろうと思っている人とかですかね。これで100%捕捉できるのであれば全然問題ないんですけれども、これからクロマグロを獲ろうかなと思っている人が自分がどこに相当して何をすればいいのか、これからもっと分かりやすくなるとは思いますが、届出内容も先ほど運転免許証の話が出たり今後改善されていくのかなと思うんです。

私がちょっと気になったのは、届出回数が何かちょっと少ないような、要は委員会指示の2年間の間に1回出せばいいですよという話なので、何かちょっと少ない、大きくは1回、出漁の直前に1回ぐらい出させてもいいのかなという気はいたします。これはほかの遊漁との整合性もあるかと思うんですけれども、恐らくはクロマグロを先行して遊漁の規制を作っていくって、ほかの遊漁も何らかの例という言い方はちょっときつから、ルールづくりを行っていくということだと思つるので、なるべくほかにも使いやすいように、ただ、クロマグロは今厳しくしておかなければいけないので、そこはもちろん私も承知の上でお話している次第です。

特に2点、届出対象者と届出回数についてどのようにお考えか教えていただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 城崎室長、よろしくお願ひいたします。

○沿岸遊漁室長 ありがとうございます。

まず、届出者で全部捕捉できるのかという話がございました。左側にはクロマグロを採捕、クロマグロ釣りに行こうと思っている方はすべからく届出をしてくださいという話です。右側はそういう人を案内する遊漁船、それとプレジャー・ボートも届出してもらうこととなりますけれども、プレジャー・ボートの中には仲間を乗せて釣りに行く場合と自分一人で、自分で運転して行っちゃう人、そういうのがいると思うので、そういう自分で運転して操船していく人のことを※印で注釈を付けているところでございます。

それと、100%捕捉できるのかという話でありますけれども、私どもはこの者と船で組み合わせることでクロマグロの遊漁全体像をそれなりに把握ができるのではないかと考えております。

それと、ちょっとすみません、説明がはしょってしまって申し訳なかったんですけども、この届出制に関する委員会指示については1年間を予定しております。先ほどの今年の4月から始まる広調委指示については2年間に拡大しましたという話をしましたけれども、届出制については1年間の委員会指示を予定しております。そして、その委員会指示の中で採捕しようとする者、左側の者については有効期間のうち1回届出をしてもらうことで足ると、そういう整理にしております。

この1回というのをどのタイミングで釣り人が届出するのか、これは人様々であろうと思っております。4月の段階でもう絶対行くんだと、もうスケジュールが決まっている方はその際もすぐ届出をすることもあるでしょうし、船の予約ができたら釣りに行くとか、あるいは釣り道具が買えたら行くとかいろいろな事情があるというふうに思っております。とはいいいましても、釣りに行く前には届出をしてもらってから船に乗ってもらう、このようなことを考えております。

そして、船舶の関係者については、今のこの表の3ページの受付期間では丸と三角が空欄になっております。受付期間というのはまだ定めておりません。イメージとしますと、今年の秋の広調委で委員会指示を作るときに、4月1日から届出をするに当たって、例えば年明けの3か月間ぐらい届出の期間を設けて、その間に事前に届出をしてもらうということを船舶の関係者については想定しております。といいますのは、遊漁船であれプレジャー・ボートであれ、釣り人以上に高い確度でクロマグロ遊漁をするということが分かっているでありましょうから、その段階で事前に届出をしてもらうと考えています。といいますのは、船でクロマグロ遊漁をすることになりますので、先ほど御紹介しましたけれども、事前にどこでどの船がどれぐらいいるのかということが分かるということは、取締り

などにも非常に有効に活用できるというふうに思っておりますので、そこは遊漁者の届出をする以上に船舶の届出というのはちゃんと期間を決めて事前に届出してもらい、そういう体制を整えていきたいと思っております。

それと、ほかの魚種への適用についてもちょっとお話がございました。このクロマグロ遊漁の取組がほかの例えばマダイですとかいろいろな釣りや漁業の競合する種にどういうふうに適用されるのかというような話は、この合同会議でもいろいろ議論になりましたけれども、そこはまずクロマグロ遊漁については非常に高い規律が求められている中での話ですので、これがほかの魚種に展開できるかということ、それは多分、簡単ではないというふうに思っています。しかしながら、このクロマグロ遊漁での経験というのはほかの魚種にも適用できる部分はあると思っておりますので、参考にはしてまいりたいと思っております。

取りあえずは、以上、回答でございます。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 では、続きまして、川越委員、よろしく願いいたします。

○川越特別委員 ちょっとお聞きしたいです。川越です。

このキャッチ・アンド・リリースのところなんですけれども、私も漁業者として人生の中でクロマグロを釣ったことは2回あります。やはり船上に釣り上げたときにばたばたと動くんですけれども、すぐ死んでしまいます。この議論の中でも意見が分かれているところ、ちょっとお聞きしたいんですけれども、クロマグロを遊漁の方、プレジャーでもそうですけれども、釣りでキャッチ・アンド・リリースするときには海の中でもう放してしまうんですか、それとも釣り上げてから放すのでしょうか。というのは、やはり定置網なんかはなかなか網に入ったものを放流するにしても、なかなか難しく苦労されていて、やっとなら定置網から放流する、網を下げてほかの魚も逃がしながらマグロも放流するというようなところで今皆さんが御苦労されている中で、やはり我々漁業者としては、漁業者の本望というのはやはり釣れたもの、網にかかったものを本当に一匹も逃さず釣り上げる、取り込むというのが漁業者であると。だけれども、このようなTACの数量ということがあって、消化率も考えながら放流をしているという中で、どうも遊漁でキャッチ・アンド・リリースということと言われるんですけれども、放流するものが本当に放流して生存するのかなと私は疑問に思います。

ここにも科学的な根拠がないということですが、やはりこういうことは国もある程度の

根拠を示すべきだと思いますし、このキャッチ・アンド・リリース、私たちに言わせたら自己、自我、承認あたりだと私はそう思っております。だから、漁業ではないと認識しておりますが、実際問題どのようなキャッチ・アンド・リリースをやられるのでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

○沿岸遊漁室長 ありがとうございます。

私も動画などでしか見たことがなく、実物は経験したことがありませんけれども、動画なり、あとは遊漁関係者から聞く限りでは、やはりクロマグロは触ることは御法度であるということのようです。ですので、船上に揚げた後は、もうそこは海に返しても蘇生が相当難しいだろうというふうなことのようです。実際にキャッチ・アンド・リリースされている方は、返しが無い釣針を使った上で、かかったクロマグロを船べりに寄せて水から揚げない、船べりに引き寄せたままで棒などで針を外して、そのまま逃がすというようなことになって、一切触らないし船上にも揚げないということで元気に海に帰っていくんだと、そういうような技術だというふうに聞いています。

そういうものがどれぐらい、確かに簡単ではないようです。特にクロマグロは大きくなって50キロ、100キロとかいうものを安全にできるかというふうになりますと、技術的にも相当やっぱり高度な技術が求められるみたいでして、アメリカではそういうのが進んでいるようで、そういうものをアメリカで経験して導入してきた方でそれなりの確度で、船べりに寄せて針を外すキャッチ・アンド・リリースを実践されている方もいるやに聞いています。そういうものがどれぐらい普及しているかというところまでは、なかなかそこまでは分からないというところなので、そういう中でこのキャッチ・アンド・リリースの妥当性をどういうふうに考えるのかというのが現在の議論だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○川越特別委員 そこについては慎重な議論をしてやってください。何かやはり我々としては理解ができない、はっきり言いまして。せっかく資源の増えたものをそのように生きるのか死ぬのか分からないような状態で海中に放流するということは、やはり避けていただきたいと思います。

○沿岸遊漁室長 そういうこともあって、この資料の4ページ目の一番最後にこれは漁業者からの意見でありましたけれども、漁業と遊漁者がお互いに話し合っていくことが大事なんだよねという話がありました。確かにこの合同会議を3回開催して、初めて対面で漁業関係者と遊漁関係者が対面で膝詰めで話をしたというのはなかなか初めての経験だった

ものですから、こういうことでそれなりに理解が深まったという評価もありました。そういう意味では、引き続き漁業者と遊漁者がクロマグロの採捕というキーワードでいろいろな議論ができる場というのもこれから必要だろうというふうに思っております。ありがとうございます。

○山川分科会長 塚本委員。

○塚本特別委員 すみません。このリリースになんですけれども、城崎室長が言ったようにこれはかなりテクニックもあって、うまい人はかなりうまいんですけれども、初めてマグロを釣った方がそれを今言ったような感じでリリースしてうまくできるかといったら、そうできるものじゃないんですよ。

なので、確かにキャッチ・アンド・リリースと格好いいことを言っていますけれども、その蘇生率がどのぐらいなのかというのは、実際、釣り人も分からないし、本当に10%なのか20%なのかもしれないんですけれども、ただ、一応釣り人として逃がすということは、生きてまた大きくなって自分にまた釣らせてもらいたいという気持ちがあるので、極力魚を大事に扱ってリリースして、例えばこのキャッチ・アンド・リリースは全てオーケーなのかということに対して、例えばタグ・アンド・リリースで採捕したときに、またそのリリースした魚を釣ってどのぐらいなのかというその調査を海外ではしているらしいんですけれども、そのデータもあまり確かでないので、そういう意味で例えば捕獲高が決まった後のキャッチ・アンド・リリースは例えば10%までを蘇生するという考えでの枠を更にちょっとならばつけるとか、あと、若しくはそういう感じで確かにどのぐらい生きるかというのは分からないんですけれども、とにかく生かして、生きてもらいたいという気持ちで逃がしていることは確かなので、その辺の理解というのは難しいんですけれども、許していただけるんでしたら何とかリリース枠というの、例えば獲る枠以外にもリリース枠は何匹までと。そのうちの例えば10%しか生きないだろうけれども、60トンのほかに更にリリース枠では何トンとか、そういうところも決めていただいて、くどいようなんですけれども、とにかくやっぱり多く釣りたいと。

釣るのが目的なので、例えばリリースに対してもそういう枠を作っていて、確かにリリースしたからといって、多分、かなりリリースの仕方ですうまく蘇生できない魚も多いとは思いますが、そういう意味で何とかそういう枠を増やしていただければなというお願いです。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

三浦委員。

○三浦委員 私も川越委員の意見に賛成で、このリリースということなんですけれども、アメリカやそういうところでやっているということなんです、多分、これは船とかそういうのも違うんじゃないかと思っているんですよ。50キロ、100キロのマグロを揚げないでということになりますと、船も日本の漁船とまた違ったりとか様々な経緯とかもあると思うので、それでまたいっぱい釣りたいというのは、漁師はいっぱい獲りたいのと全く同じようなことになるので、そこは慎重な対応をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。いろいろな御意見があったということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、本件につきましてはこれぐらいにいたしまして、続きまして、国の留保からの配分等について事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

私の方から資料10-1に基づきまして、クロマグロと鯨類以外のTAC資源について行われた漁獲可能量及びその配分の変更の事後報告を行います。

1 ページ目は令和6管理年度で現在認められております事後報告が行われております変更を記載したものです。実際行われた数量変更の内容ですけれども、ページをめくっていただきまして、今回二つの資源について、配分を受ける者の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更を行いました。一つ目がずわいがに日本海系群A海域です。日付は2月14日、変更事由は留保からの追加配分ということで、結果として福井県の数量、沖合底びき漁業及びずわいがに漁業の数量、また、それに関連して国の留保が増減しました。

二つ目はまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群につきまして、こちらも2月14日、事由は同様に留保からの追加配分ということで、国の留保から島根県、山口県、長崎県、鹿児島県及び大中型まき網漁業に対して、表に記載された数量が追加配分されたということで報告をいたします。

続けて、鯨類の方につきまして国際課の方から報告いたします。資料10-2です。

すみません、鯨類についても私から報告をいたします。こちらも同様にあらかじめ意見

を聞いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できるということで、その中の一つとして留保からの配分がありました。今回、にたりくじらにつきまして令和7年1月31日付で留保からの配分を行いましたところ、報告をいたします。

事務局からは以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特にございませんでしたら、この件はこれぐらいにいたしまして、あと、報告事項の最後ですけれども、「漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料11-1を使いまして、「クロマグロの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正について、昨年12月以降の動きを報告いたします。

まずは口頭での報告となりますが、本年2月10日付でこの実施要領の改正を行いました。主な改正の内容は、昨年12月に「クロマグロの漁獲可能量の配分の考え方について」の改正がこの分科会で決定されたことを受けたものです。

続けて、用語の適正化の観点から、今年度中に再度の改正を予定しております。現時点の改正の案を新旧対象の形で、めくりまして3ページ、4ページに示しております。例えば「追加配分原資」と現行あるものは、実は小型も大型も同様に同じ用語を使ってございましたので、「小型魚追加配分原資」という言葉を使うとか、「当初配分量」は、「都道府県別基礎配分」にするとか、こういった内容の変更ではなく用語の適正化に伴う変更を今後、令和6管理年度中に予定しております。

事務局からの報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで参加の委員の方もよろしいですか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。

赤塚室長。

○資源管理推進室長 申し訳ございません。私、先ほど用語の適正化のみの修正と申し上げましたが、1点そこに該当しないものがありました。

4 ページになります。追加配分の方法です。大型魚について、2 の (3) の①のイとして、追加配分原資の 3 分の 1 の数量を平成27年から令和 4 年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分するというルールを入れておりました。今般、全体的なクロマグロの配分の考え方の見直しの中で、この部分は当初配分のところに盛り込まれたということで、今回削除しこれに伴い他の規定の変更を行う予定としております。

すみません、追加報告です。

○山川分科会長 追加の部分につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

日吉委員。

○日吉特別委員 駄目元で言うんですけれども、長い文章をありがとうございます。定置は先ほどから川越委員も言っていたように放流ということをちょっとでもここで触れていただければ、別に枠をよこせというものじゃなくて、放流に努めている漁業者がいるとか何かそれはちょっと入れていただきたいなど。せっかくこういう長い文章があるんですから、何も触れないとちょっと悲しいかなど。検討してみてください。

以上です。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにごございますでしょうか、今の件につきまして。

では、特になければ、その他ですけれども、委員の皆様から何かその他で御発言等ございましたらよろしく願いいたします。

井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰旋網の井本です。

毎回、毎回この場をお借りして対馬系のサバ類とかマイワシの資源の方が回復傾向にあるけれども、その中で陸上の処理能力が不足しているという発言はさせていただいているところなんですけれども、境港の方でこの件について少し動きの方がございましたので、ちょっと御紹介をさせていただければと思っております。

境港では、漁港の活性化のために境港漁港市場活性化協議会というのを関係者間で組織しておりまして、お隣に座っておられる岩田委員も委員をされているんですけれども、そこで漁港等の整備とか市場の機能強化についての活性化ビジョンというのを定めております。今般、この協議会において将来の構想を具体的な施策としてその内容というのが改正をされました。その中で、現在約10万トンある浮魚類の水揚げ量を10年後の令和16年には20万トンを目標として、これに対応できる陸上の処理能力を確保するというものです。

具体的には、凍結庫に関しまして現在1日当たり1,125トンというものを1,400トンまで伸ばす、それから、冷凍保管庫に関しましては、現在6万5,800トンのものを7万8,000トンまで目標とするというものです。これに向けまして、仲買各所の既存冷蔵庫の更新であるとか建設の推進といったことだけではなくて、仲買グループ化等による共同利用施設整備等の推進、それから、自治体や第三セクター等による共同利用施設整備の検討、また、その他倉庫リース企業や賃貸冷凍保管庫業者の誘致、こういった内容が盛り込まれました。このビジョンについては、境港を取り巻く現状と課題を関係者間で共有して、今後の境港のあるべき姿について意見集約を行ったものであります。具体的な施策については、できるものは速やかに取り組むということになっております。

最近いろんなところで水産業の成長産業化についての議論というのが活発化してきたように感じておりますので、この場をお借りして御紹介させていただきました。ありがとうございました。

○山川分科会長 どうも御紹介くださりまして、ありがとうございます。

ただいまの井本委員からの御発言につきまして、何かほかの委員の方から質問等ございましたら、よろしいですか。

では、ほかにその他につきまして委員の方々からございますでしょうか。

では、特にございませんようでしたら、次回会合の日程につきまして事務局から御案内をお願いいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、5月の上旬から中旬頃の開催を予定しております。日時が決まりましたら、事務局の方から皆様の方にまた御連絡をさせていただきます。

以上です。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間にわたりまして、審議していただきまして、ありがとうございました。